

(徳島県公共施設ユニバーサルデザイン)
UD用品使ったその場でPR事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県(県土整備部及び各総合県民局県土整備部に限る。以下「県」という。)が管理する公共施設等において、ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)によるまちづくりに協賛する企業・団体等(以下「企業等」という。)を募り、企業等と県が協働してUDによるまちづくりをPRする「UD用品使ったその場でPR事業」(以下「PR事業」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(対象となる施設)

第2条 PR事業の対象となる施設は、県が管理する道路、河川、公園等の公共施設とする。

(対象企業等)

第3条 PR事業の趣旨に賛同する企業等を対象とし、次の各項すべてに該当する企業等であること。

(1) 法人又は団体であること。

(2) 次に掲げる企業等でないこと。

風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの

消費者金融に係るもの

たばこに係るもの

賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く)に係るもの

法律に定めのない医業(医療)類似行為に係るもの

政治性又は宗教性を有する法人又は団体

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

その他、県有資産に表示する業種・業者として適当でないと認められるもの

(3) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置を受けている者等でないこと。

(役割分担)

第4条 企業等は、UDによるまちづくりの必要性等を広く県民に啓発するため、企業等の名称を表示したPR看板等の製作及び設置に係る費用等を負担する。

2 何らかの理由により、協定期間内にPR看板等が破損したときは、企業等が修繕するものとする。

(P R 看板等)

第 5 条 P R 看板等は , 各公共施設の維持管理上支障がない場所に設置するものとする。

2 P R 看板等の種類と素材は次のとおりとし , どちらかを選択するものとする。

(1) 立看板

徳島県産木材を使用すること。

(2) 床面貼付型シート

樹脂製素材を使用すること。

3 P R 看板等は協定書で定めた期間設置する。ただし , 県において撤去する必要がある場合はこの限りでない。また , P R 看板等の設置後に企業等が第 3 条に反することが判明した場合は , P R 看板等の撤去等の措置をとるものとする。

4 前項ただし書き以降の規定により , 県が P R 看板等を撤去等した場合 , 企業等は一切の請求権を有しないものとする。

(協定)

第 6 条 P R 事業の実施にあたっては , 企業等と県が協定書を締結するものとする。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか , P R 事業の応募に関し必要な事項は , 別に定めるものとする。

附則

この要領は , 平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は , 平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。